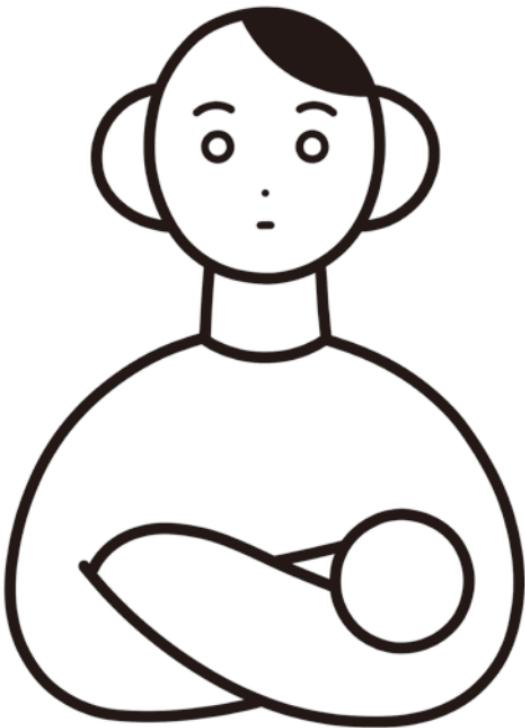


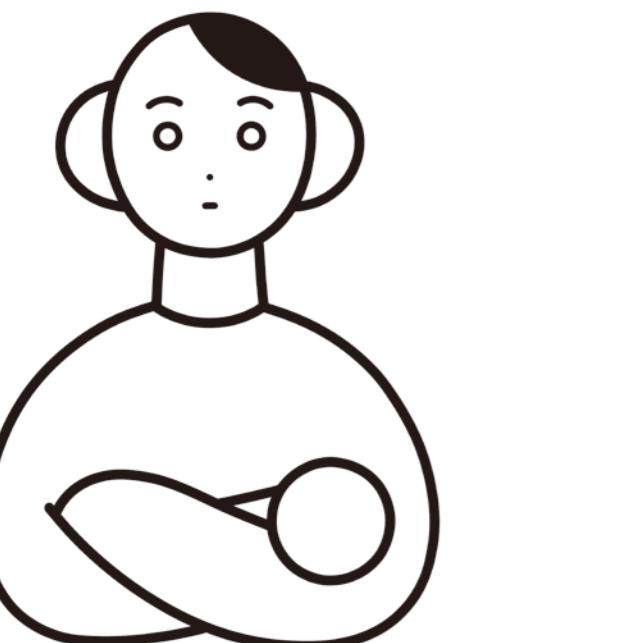
ハラスメント かも？



自分やまわりの人を守るために

ハラスメント かも？

学校や職場などでのいじめ・嫌がらせや、
人間としての尊厳を傷つけたり、脅かしたりすること。

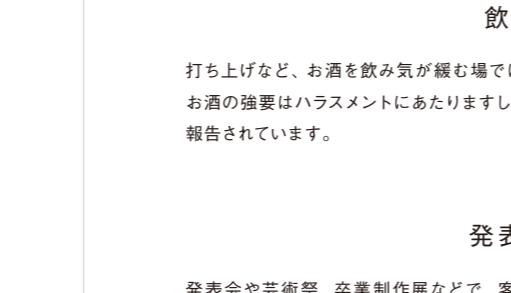


自分やまわりの人を守るために

ハラスメントって？

近年、社会の様々な場面で問題化しているハラスメント。表現活動の場や、表現を学ぶ場でも同様のことが起きています。ハラスメントとは、一般的に次のような行為を指します。

学校や職場などでのいじめ・嫌がらせや、
人間としての尊厳を傷つけたり、脅かしたりすること。



なぜ？

教授と学生、雇い主とアルバイト、先輩と後輩など、一方が他方より地位の高い関係において多くのハラスメントが起きています。例えば、教員が学生に恋愛感情を抱いた場合、学生は「悪い成績をつけられたくない」という不安から、教員の要求を拒否できないケースがあります。先輩からの気軽な「お願い」を後輩が「命令」に感じることもあります。

背景には不平等な力関係が存在します。

加害者が無自覚にハラスメントを行っているケースや、被害者が自身の受けているハラスメントに気がついていないケースもあります。その結果として、状況は悪化してしまいます。できるかぎり早い段階でハラスメントを防ぐことはとても重要です。そのためにはまず、自分と相手がハラスメントの起きやすい力関係にあるかを見極める必要があります。

いつ・どこで？

学校で

ハラスメントは、教員と学生などの上下関係において起こりやすいものです。無賃労働を頼まれる、無理難題を要求されるなどに加えて、性別や容姿など、表現の本質と関係のない批評や暴言もハラスメントにあたります。

学校で

ハラスメントの実態調査や啓蒙を行う表現の現場調査団は、2020年に表現活動の場に関するアンケート調査※を実施。回答者1449名中610名が学生時代に表現活動に携わっていました。610名のうち376名が、学生時代にアカデミック・ハラスメントを受けたと回答しました。※スノーボールサンプリング調査による。詳細は表現の現場調査団のサイトにて(右ページ)

学生時代のアカデミック・ハラスメント経験

61.6% (10人につき約6人)

飲み会で

打ち上げなど、お酒を飲み気が緩む場では、あらゆるハラスメントが起きやすくなります。お酒の強要はハラスメントにあたりますし、酔った状態でレイブされたというケースも複数報告されています。

飲み会で

飲み会に参加するかどうかは、本人が自由に決められます。不安な場合は、信頼できる友人を連れて複数人で参加すると安心です。行きたくない飲み会は、「先約が入っている」「お酒が飲めない」などを理由に断りましょう。

発表の場で

発表会や芸術祭、卒業制作展などで、客につきまとわれるストーカー被害が報告されています。また、社会経験の少ない学生に不当な参加費用やレンタル代、不明瞭な契約を持ちかけるギャラリーやエージェントなどの存在も報告されています。

発表の場で

名刺に住所などプライベートな情報を記載しない、客と二人きりにならない、イベントや発表、展示に参加する際は事前に契約書を作成するなどの対応が望ましいです。参加や販売条件は、必ずメールなどで記録を残しておきましょう。

インターネット・SNSで

アルバイトの雇い主や教員が、上下関係を利用してSNSを監視することはハラスメントにあります。また、インターネットの匿名性を利用して執拗につきまとい、掲示板やSNSに個人への誹謗中傷を繰り返すネットストーカーが、近年多く報告されています。

インターネット・SNSで

ネットストーカーは犯罪です。被害は警察や弁護士に相談しましょう。証拠となる記録が必要となるので、必ずスクリーンショットを取っておきましょう。また、家の周囲や学校の写真をネットに載せないなど、個人情報の扱いに気をつけましょう。

二次被害で

被害者が勇気を持ってハラスメントを公にしても、心無い中傷を受けたり、逆に嫌がらせの訴訟を起こされたりなどの二次被害を受けるケースが多く起きています。

二次被害で

一人すべてを抱え込まないことが重要です。例えば、専門家(弁護士、ハラスメント相談員)のサポートを受けるという方法もあります。

どうする？

学校で

教員や先輩からでも特殊な時間帯や場所への呼び出しが断り、また二人きりになりたくない相手とは、密室になることを避けましょう。ハラスメントを受けたと感じたら、信頼できる人や窓口に相談し、可能であれば相手に自分の気持ちを伝えましょう。

学校で

ハラスメントにあったと感じたら、友人に話すだけでなく、ハラスメント相談窓口や弁護士に相談しましょう。いつ・どこで・どんな言動を受けたか、メモや録音などで記録に残しておきましょう。また、医療機関に行った場合には、必ず診断書を作成してもらいましょう。

学生時代のアカデミック・ハラスメント経験

61.6% (10人につき約6人)

飲み会で

飲み会に参加するかどうかは、本人が自由に決められます。不安な場合は、信頼できる友人を連れて複数人で参加すると安心です。行きたくない飲み会は、「先約が入っている」「お酒が飲めない」などを理由に断りましょう。

発表の場で

名刺に住所などプライベートな情報を記載しない、客と二人きりにならない、イベントや発表、展示に参加する際は事前に契約書を作成するなどの対応が望ましいです。参加や販売条件は、必ずメールなどで記録を残しておきましょう。

インターネット・SNSで

制作や研究とは関係のないプライベートについて必要以上に聞かれた／不当な口出しを受けた 173
明確な理由を述べずに制作・研究を躊躇された 167
必要以上に怒鳴られるなどの叱責を受けた 167
その他、学業上の力関係を利用した罵詈な意動を受けた 155
講評等で公開叱責を受けた 125
展覧会やイベントの参加・不参加を強要された 98
提出物を受け取ってもらえないかった／きちんと読んでもらえなかっただけ 94
学業を逸脱した状況下で一方的に指導を受けた（居酒屋に呼び出される／深夜に電話で指導など） 90
制作や研究の手伝いTAなどを強要された 73
他の教員の指導を受けることを抑止・妨害された 68
正当な理由なく学内の設備の利用を制限された 65
自分が望んでいないメディアでの研究を強要された 64
単位修得や卒業をさせない／雇用上の不利益を与えるなどの懲罰を受けた 63
就職活動をやめさせられた 63
就職活動をしていることや他大学進学予定であることを理由に指導を放棄された 26
他学科や他大学の学生、留学生、講師であることを理由に排斥行為を受けた 26

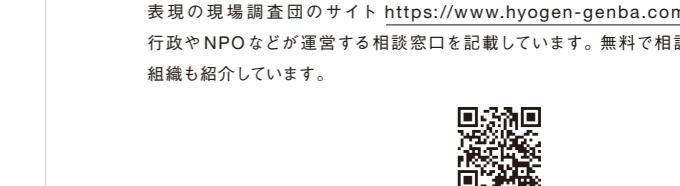
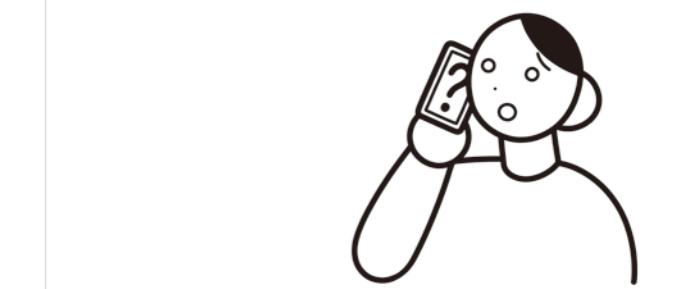
アーティストや表現活動に関わるメンバーを中心、表現や学びの場におけるハラスメントやジェンダー・バランスに関する実態調査、ウェブサイトにおけるハラスメントに関する情報提供、ハラスメントに関する周知および啓発等を行っています。本パンフレットは、2020年に実施したアンケート調査をもとにしています。

メンバー

岡田裕子(現代美術家)、笠原恵実子(アーティスト)、小田原のどか(評論家/アーティスト)、木村奈緒(フリーランス)、キュンチョメ(アーティスト)、田村かのこ(アートトランセラー)、津田道子(アーティスト)、寺田衣里(アーティスト)、端田新菜(舞台俳優)、花崎草(アーティスト)、深田晃司(映画監督)、maya masuda(アーティスト)、宮川知宏(アーティスト)、百瀬文(アーティスト)、森本ひかる(アクトアーティナー・ファシリテーター)、森山晴香(アーティスト)

どこに相談する？

ハラスメントにあったと感じたら、友人に話すだけでなく、ハラスメント相談窓口や弁護士に相談しましょう。いつ・どこで・どんな言動を受けたか、メモや録音などで記録に残しておきましょう。また、医療機関に行った場合には、必ず診断書を作成してもらいましょう。



表現の現場調査団

2023年3月1日発行 制作・発行：表現の現場調査団
編集：杉原凜樹、肥高茉実、福島夏子 デザイン：牧寿次郎 イラスト：unpis
助成：一般財団法人竹村和子フェミニズム基金

セクシュアル・ハラスメント

身体や性に関するもの

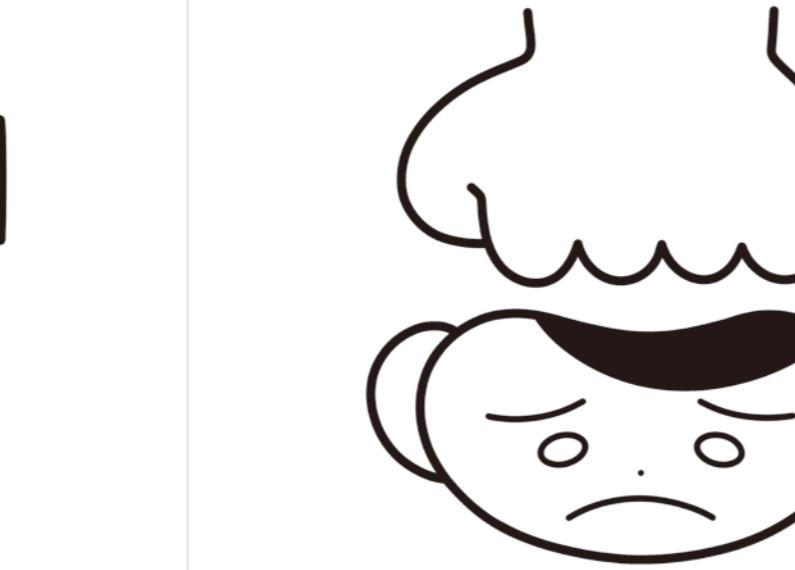


容姿や年齢についてあれこれ言われる、性に関する質問や卑猥な冗談を無理やり聞かされるなど、言葉による【セクハラ】を多くの人が経験しています。さらに、望まない身体の接触や性行為の強要、ストーカーなど、犯罪に発展したケースも。制作や自身の成長のためと称して、裸になることを強要された例も報告されています。

例：「見た目で得している」と言われた／「恋人いるの?」「週に何回セックスしてるの?」と質問された／教授から性的関係を迫られた／助手から不要な電話、付きまとひを受けていた

アカデミック・ハラスメント

教育に関するもの

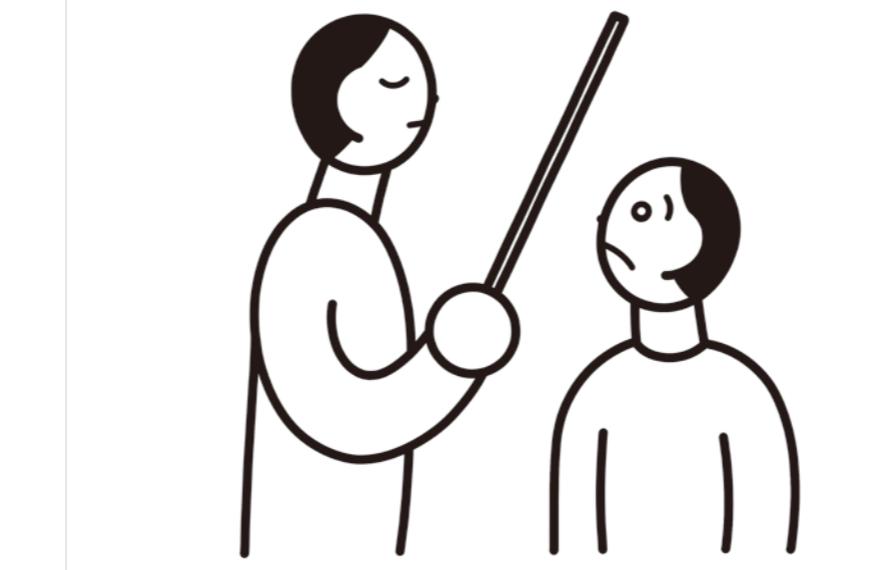


教員から指導範囲を超えた罵倒や口出し、関係のない要求をされたり、理由なく自身の活動をおとしめられたりする行為を【アカハラ】といいます。教員が指導を放棄する、学生の表現テーマやメディアを本人の意思に反して制限・強要する、教育の現場で必要な設備を使わせてもらえない、なども含まれます。

例：講評中に教員から人格否定されたり、理不尽に怒鳴られた／教員の個人的活動を無給で手伝わされた／卒業させないぞ」と言われた／「影刻科で影刻ではないものを作るな」と言われた

パワー・ハラスメント

仕事に関するもの

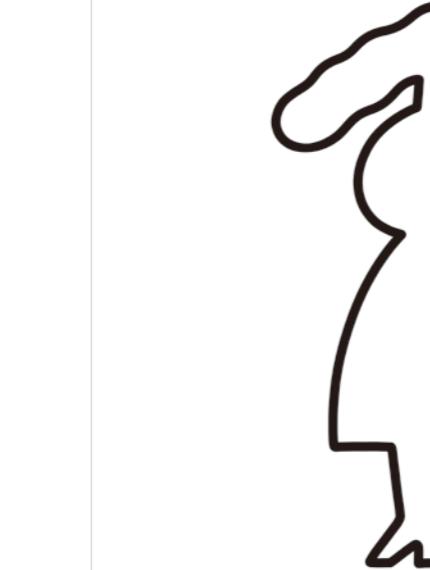


仕事場などで、権力や力関係を利用して行われるハラスメントを【パワハラ】といいます。暴言を吐かれる、無視される、暴力を振るわれる、金銭の未払いや超過労働など不当な扱いを受ける、過度のダメ出しや叱責を受けるといったケースが挙げられます。「この業界にいられなくしてやる」などと脅されるケースも報告されています。

例：上司や先輩から理不尽な暴言を吐かれた／「仕事ができない」といった噂を流された／終電まで一方的な指導を受けた／無給で残業を強要された／上司が部下を日常的に殴っている

レクチャリング・ハラスメント

広く指導に関するもの



レッスンや予備校、サークル活動、稽古、ワークショップ、インターンなどの場で、教育や指導の名のもとに行われる嫌がらせを【レクハラ】といいます。生徒が指導者から性的な嫌がらせをされる、暴言を吐かれる、マウンティングをされる、他者の目が及びづらい状況で洗脳的なアプローチを受けるなど様々なケースがあります。

例：「女の作品は男の作品には勝てない」と言われた／「女の腐ったような男だ」と言われた／レッスン中に指導者から胸やお尻を触られた

ジェンダー・ハラスメント

性のあり方に関するもの

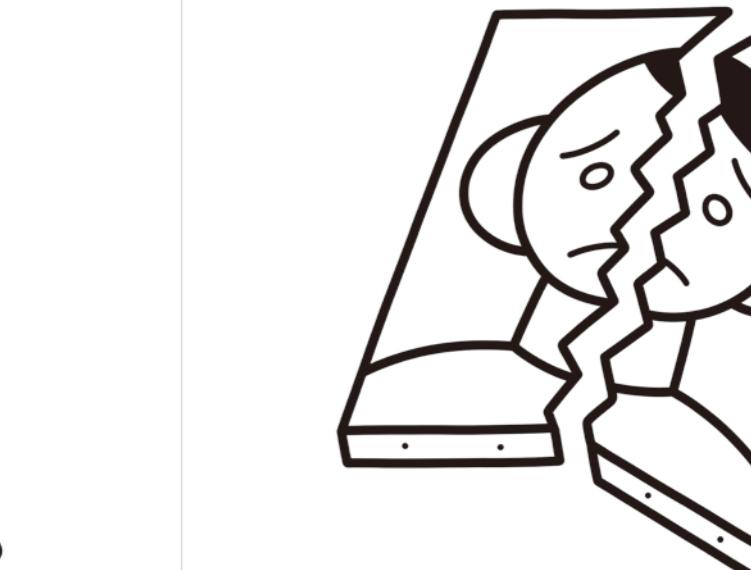


論評を装った、性を理由とする作品の価値の軽視や嫌がらせを【テクハラ】といいます。一見褒め言葉のように感じる「女なのにすごい」や「ゲイの人はセンスがある」といった言動も、じつは差別的内容であり相手を貶めることになります。性自認や性的指向の開示を求められたりすることも含まれます。

例：「LGBTQだから評価されている」「彼氏の影響でしょ」と言われた／これららのハラスメントは複合的に起きる場合もあります。例えば、学生が教員による度重なる叱責から逃れため、教員の性的要求に応じてしまうケースでは、レクハラ・アカハラ・セクハラが起きています。

テクスチュアル・ハラスメント

評価に関するもの



どこに相談する？

ハラスメントにあったと感じたら、友人に話すだけでなく、ハラスメント相談窓口や弁護士に相談しましょう。いつ・どこで・どんな言動を受けたか、メモや録音などで記録に残しておきましょう。また、医療機関に行った場合には、必ず診断書を作成してもらいましょう。



表現の現場調査団のサイト <https://www.hyogen-genba.com/leaflet2023> では、行政やNPOなどが運営する相談窓口を記載しています。無料で相談できる窓口や弁護士組織も紹介しています。



表現の現場調査団

アーティストや表現活動に関わるメンバーを中心に、表現や学びの場におけるハラスメントやジェンダーバランスに関する実態調査、ウェブサイトにおけるハラスメントに関する情報提供、ハラスメントに関する周知および啓発等を行っています。本パンフレットは、2020年に実施したアンケート調査をもとにしています。

メンバー：岡田裕子（現代美術家）、笠原恵実子（アーティスト）、小田原のどか（評論家／アーティスト）、木村奈緒（フリーランス）、キュンチョメ（アーティスト）、田村かのこ（アートトランスレーター）、津田道子（アーティスト）、寺田衣里（アーティスト）、端田新菜（舞台俳優）、花崎草（アーティスト）、深田晃司（映画監督）、maya masuda（アーティスト）、宮川知宙（アーティスト）、百瀬文（アーティスト）、森本ひかる（アクタートレーナー・ファシリテーター）、森山晴香（アーティスト）

2023年3月1日発行 制作・発行：表現の現場調査団

編集：杉原環樹、肥高茉実、福島夏子 デザイン：牧寿次郎 イラスト：unpis

助成：一般財団法人竹村和子フェミニズム基金